

かがわ社協だより



©鴨川市社協
イメージキャラクター
『葉っぱー』

「かがわ社協だより」は
共同募金の配分事業に
よって発行されています。

令和3年6月発行 【発行元】社会福祉法人 鴨川市社会福祉協議会

〒296-0033 鴨川市八色 887-1 ふれあいセンター 2階 TEL: 04-7093-0606 FAX: 04-7093-0623

【HP】 <http://www.kamoshakyo.or.jp> 【Facebook】 [facebook.com/kamosyakyo/](https://www.facebook.com/kamosyakyo/)

令和3年度の事業がスタート!

鴨川市の地域福祉をより一層推進していくために、市が策定する地域福祉計画と鴨川市社協が策定する地域福祉活動計画を連携しながら進めていくことが効果的なことから第3期より両計画は一体的に策定しています。(計画期間: 令和3年度~令和7年度)。

鴨川市社協は5年間の計画期間中に「健康福祉の課題への対応と地域のつながりの再構築」「広域的な事業・活動の連携・協働の推進」「市社協内の部門間連携の強化と必要に応じた組織の再編」を重点的に取り組めます。

就任のご挨拶

4月1日付けで事務局長に就任いたしました。地域の皆さまや行政、施設、団体など様々な組織との「連携・協働」を大切に事業に取り組んでまいります。何卒よろしく申し上げます。



鴨川市社会福祉協議会
事務局長 羽田 幸弘

地域福祉活動の支援

地区社協・ボランティア・サロン活動をサポート



1ヶ所に集まって実施していたサロン代表者会議を見直し、4地区に分かれて開催しました。サロンの世話人さんと悩みや迷いを共有し、課題解決と一緒に取り組んでいきます。職員もサロンに参加してコロナ対策や地域の方々とのふれあいを大切にしていきます。

サロンやボランティア活動が再開。マスク着用・手指消毒・十分な換気・短時間開催・水分補給以外の飲食を行わない等の制約は多いですが、それでもサロンに参加されている方は久しぶりの再会に自然と笑顔があふれています。



4ヶ所の「学童保育」の 安心・安全な運営



田原・西条学童クラブ

今年度より『田原・西条学童クラブ』が加わり、『鴨川学童「ゆう・遊」クラブ』、『江見学童クラブ』、『天津小湊学童クラブ』と合わせて4ヶ所の運営を行っています。児童数は減少していますが、学童ニーズは増加傾向にあり、働く子育て世代の負担軽減支援として取り組んでいきます。

生活支援 体制整備事業

高齢者等が暮らしやすい地域づくりのために

鴨川市社協では、市の委託事業として、旧中学校区ごとに「生活支援コーディネーター」を配置しており、高齢者等の生活支援や困りごとを調査し、暮らしやすい地域にするための取り組みを行っています。

今年度の取り組みの一つとして、平成27年度に作成しました『鴨川おたすけ便利帳』を更新します。現在、新しい情報を募集中です。新たな情報がございましたら鴨川市社協 (☎7093-0606) までお知らせください。



安房地域権利擁護センターの充実

法人後見事業の広域化(館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町)での安定した運営を継続して行います。また、権利擁護支援員(市民後見人)の育成に積極的に取り組んでいきます。



まずはお気軽にお電話でご相談ください。

☎04-7093-5000 (平日: 午前8時30分~午後5時30分)

令和3年度社協会費(寄付)のお願い

皆さまからの「社協会費」が地域福祉活動をささえています

- 募集期間 7月1日~7月31日
- 年会費(寄付) 1口500円

主な活用事業

● 13 地区社協の地域福祉活動支援

身近な地域のつながりをつくる福祉活動を担う、13の地区社協。地域のサロンやボランティアをサポートしたり、地域の学校行事や作業への参加、見守り訪問など顔の見える活動を行っています。

● 災害時の支援

大規模自然災害時には災害ボランティアセンターなどの運営を実施。地域のネットワーク強化に取り組みます

● 鴨川市社協の法人運営

● 広報啓蒙活動

社会福祉協議会は、社会福祉法で「地域福祉の推進を図ることを目的とする」と定義される社会福祉団体です。鴨川市社協では、住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指して、旧小学校区単位に設置された13の地区社会福祉協議会(地区社協)と連携しながら、住民を主体とした身近な地域でのささえあいの福祉を推進しています。市民の皆さまをはじめ、地域の企業・商店様などからいただいた会費などを財源として、地域に密着した福祉活動に取り組んでいます。鴨川市社協の活動にご理解いただき、会費へのご協力をお願いいたします。

ご協力
ありがとう
ございました

令和2年度会費計	4,396,400円
一般会費(世帯または個人)	3,384,900円
特別会費(企業・商店・法人等)	1,011,500円